# 生産物賠償補償（食品事故）

製造物・完成(引渡)作業賠償責任補償約款

**貴社が製造・販売または供給した食品が原因で、お客様などの第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。**

## 〔被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲〕

貴社*（加入依頼人）およびその役員・従業員

＊貴社の子会社、納入先などを被保険者として追加される場合は、加入依頼票の追加被保険者欄に該当する会社名をご記入ください。ただし、6社以上の追加をご希望の場合は、別途保険料の割増が必要となりますので、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

## こんな事故が対象となります。

**ケース１**

鮮度の落ちた材料を使ったため、お客様が食中毒になった。

**ケース２**

調理人に保菌者がいたため、お客様が伝染病になった。

**ケース３**

食品の中に異物が混入したため、お客様が口の中を切った。

**ケース４**

容器が破裂し、お客様の服を汚損した。

**ケース５**

小麦アレルギーのお客様が、提供した食品に小麦が入っていることに気づかず食べてしまい、入院することとなった。（法律上の損害賠償責任は発生しなかった。）第三者医療費用

## ご契約金額（保険金額）

| A型 | B型 | C型 |
|---|---|---|
| 対人賠償 対物賠償 共通<br>期間中 **５，０００万円** | 対人賠償 対物賠償 共通<br>期間中 **１億円** | 対人賠償 対物賠償 共通<br>期間中 **２億円** |
| **D型** | **E型** | **F型** |
| 対人賠償 対物賠償 共通<br>期間中 **３億円** | 対人賠償 対物賠償 共通<br>期間中 **５億円** | 対人賠償 対物賠償 共通<br>期間中 **１０億円** |

※自己負担額（免責金額）は、全ての型で１事故につき１，０００円です。

# オプション補償

※オプション補償のみはご加入いただけません。必ず生産物賠償補償とセットでご加入ください。

## 1.施設賠償補償

施設・業務遂行賠償責任補償約款＋
人格権侵害・宣伝障害賠償責任補償約款

**貴社が所有、使用または管理する施設や貴社の営業活動が原因で、お客様などの第三者にケガをさせたり、お客様などの第三者の財物をこわしたりしたために法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。**

### 〔被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲〕

貴社*（加入依頼人）およびその役員・従業員

＊貴社の子会社、納入先などを被保険者として追加される場合は、加入依頼票の追加被保険者欄に該当する会社名をご記入ください。ただし、６社以上の追加をご希望の場合は、別途保険料の割増が必要となりますので、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

### こんな事故が対象となります。

**ケース１**

看板の留めネジが腐食していたため突然落下し、駐車してあったお客様の自動車に衝突し、自動車を破損した。

**ケース２**

商品をお客様に渡す際に、誤って中身をこぼしてしまい、お客様の衣類を汚した。

**ケース３**

店内で調理中火事が発生し、お客様が焼死した。

**ケース４**

店に来ていたお客様を万引犯と間違えて、不当に拘束した後、無実であることが判明した。［人格権侵害･宣伝障害］

**ケース５**

お客様が入口のドアに手を挟みケガをした。（法律上の損害賠償責任は発生しなかった。）［第三者医療費用］

### ご契約金額（保険金額）

| A型 | B型 | C型 |
|---|---|---|
| 対人賠償 対物賠償 共通<br>１事故 **５，０００万円**<br>人格権侵害･宣伝障害は<br>対人賠償 １事故 ５，０００万円 | 対人賠償 対物賠償 共通<br>１事故 **１億円**<br>人格権侵害･宣伝障害は<br>対人賠償 １事故 １億円 | 対人賠償 対物賠償 共通<br>１事故 **２億円**<br>人格権侵害･宣伝障害は<br>対人賠償 １事故 ２億円 |
| **D型** | **E型** | **F型** |
| 対人賠償 対物賠償 共通<br>１事故 **３億円**<br>人格権侵害･宣伝障害は<br>対人賠償 １事故 ３億円 | 対人賠償 対物賠償 共通<br>１事故 **５億円**<br>人格権侵害･宣伝障害は<br>対人賠償 １事故 ５億円 | 対人賠償 対物賠償 共通<br>１事故 **１０億円**<br>人格権侵害･宣伝障害は<br>対人賠償 １事故 １０億円 |

※自己負担額（免責金額）は、全ての型で１事故につき１，０００円です。

## 2.受託物賠償補償
施設・業務遂行賠償責任補償約款

貴社がお預かりしたお客様などの第三者の財物をこわしたり、盗まれたことにより、当該財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

〔被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲〕

| 貴社（加入依頼人）およびその役員・従業員 |
|---|

### こんな事故が対象となります。

お客様からお預かりしたコートが従業員の不注意により何者かに盗まれた。

**ご契約金額(保険金額)**
**期間中 100万円**
※自己負担額(免責金額)は1事故1万円です。

## 3.休業補償
食中毒・感染症危険利益補償特約

食中毒や特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた貴社の損失（喪失利益・売上高減少防止費用）に対して、保険金をお支払いします。

〔被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲〕

| 貴社（加入依頼人） |
|---|

### こんな事故が対象となります。

食中毒が発生したため、営業停止となり、利益が減少した。

### 補償期間とご契約金額(保険金額)

| 補償期間の決め方 | 事故が発生し、営業上の損失が生じた時から、営業収益が正常化するまでの期間を見込んで次の６期間からご選択ください。<br>**１０日**　**１５日**　**２０日**　**１か月**　**２か月**　**３か月** |
|---|---|
| ご契約金額(保険金額)の決め方 | 直近会計年度における補償期間に対応する<br>（営業利益＋経常費＊１）×２＊２で設定してください。<br>＊１営業休止中であっても必要となる経費です。人件費、不動産賃借料、減価償却費、租税公課などが該当します。営業休止により不要となる経費である仕入などの変動費は含まれません。<br>＊２売上の季節的変動を考慮し、原則として２倍とします。<br><br>**<ご契約金額(保険金額)の決め方の例>**<br>【例１】年間営業利益と経常費の合計が６，４００万円で補償期間が２０日の場合<br>６，４００万円×$\frac{２０日}{３６５日}$×２倍 ≒７００万円（万円単位は四捨五入）<br>【例２】年間営業利益と経常費の合計が６，４００万円で補償期間が３か月の場合<br>６，４００万円×$\frac{３か月}{１２か月}$×２倍 ≒ ３，２００万円（万円単位は四捨五入） |

# ４.リコール費用補償 リコール費用補償特約

貴社が製造・販売または供給した食品が原因で、食中毒などの製造物責任事故（以下「ＰＬ事故」といいます。）による身体障害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、その被害の発生や拡大を防止することを目的に食品を回収（日本国内に限ります。）することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

〔被保険者の範囲〕

貴社（加入依頼人）

## 保険金をお支払いする条件

**保険金は、次の条件をすべて満たす場合にお支払いします。**

①製品の回収が次のいずれかにより客観的に明らかになったこと。
ａ行政機関に対する届出または報告
ｂ回収などの実施についての行政庁の命令
②日本興亜損保に回収決定の通知をすること。

## こんな事故が対象となります。

ケース１ 販売した惣菜がサルモネラ菌に汚染されていることが判明し、事故の発生を未然に防ぐために、該当商品と同じ工場で製造された同種商品の回収を行った。

ケース２ 販売した惣菜のアレルギー表示に誤りがあることが判明、事故の発生を未然に防ぐために、該当商品と同じ工場で製造された同種商品の回収を行った。

## ご契約金額（保険金額）

| A型 | B型 | C型 |
|---|---|---|
| 期間中 **１，０００万円**<br>※信頼回復広告費用とコンサルティング費用は合わせて**１事故３００万円**、在庫廃棄費用は**１事故１００万円**が限度<br>■縮小填補割合：９０％<br>■自己負担額（免責金額）：０円* | 期間中 **２，０００万円**<br>※信頼回復広告費用とコンサルティング費用は合わせて**１事故６００万円**、在庫廃棄費用は**１事故１００万円**が限度<br>■縮小填補割合：９０％<br>■自己負担額（免責金額）：０円* | 期間中 **３，０００万円**<br>※信頼回復広告費用とコンサルティング費用は合わせて**１事故９００万円**、在庫廃棄費用は**１事故１００万円**が限度<br>■縮小填補割合：９０％<br>■自己負担額（免責金額）：０円* |

＊社告費用のみ自己負担額（免責金額）は１事故１００万円となります。
※３，０００万円を超えるご契約金額をご希望の場合は、募集代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

## ご加入の例

**年間売上高が１２億４，０３３万円、Ａ型にご加入場合**

**＜申告内容＞**

●自社で包装を行っていない。 ●購入者を把握することが可能。 ●社外の検査機関で安全性に関する検査を受けている。
●過去５年間で労使関係に起因するストライキ、工場閉鎖、従業員の不当解雇による訴訟、労働基準法などに関する争議は発生していない。
●リコール実施マニュアル、品質管理マニュアル、危機管理に関するマニュアルの全てがある。
●製品ラベル・取扱説明書などの検査を行っている。 ●ＩＳＯ９０００シリーズを取得している。
●過去５年間でＰＬ事故や製品回収を実施したことはない。

**＜年間保険料＞**

**２０５，１６０円**

**今回の改定により、リコール費用補償の保険料お見積りおよびお引受けにあたって、別紙「リコール費用補償 申告書」が必要となりました。リコール費用補償をセットされたい場合は、別紙「リコール費用補償 申告書」に必要事項をご記入の上、日本興亜損保までＦＡＸしてください。**

※保険料のお見積りには一定の時間がかかります。目安として下表をご覧ください。

| 年間売上高５０億円以下（事故歴無） | ２日間程度 |
|---|---|
| 年間売上高５０億円以下（事故歴有） | ２～１０日間程度（過去の事故の内容によっては、お引受けができない場合もあります。） |
| 年間売上高５０億円超（事故歴無） | １０日間程度 |
| 年間売上高５０億円超（事故歴有） | １０日間程度（過去の事故の内容によっては、お引受けができない場合もあります。） |

# お支払いする保険金の種類と内容

## 生産物賠償補償・施設賠償補償（オプション）・受託物賠償補償（オプション） 共通

<table>
<tr><th>保険金の種類</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>①損害賠償金</td><td>損害賠償請求権者（被害者）に対して支払った損害賠償金です。損害賠償金のお支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。<br>　対人事故：身体に障害を被った被害者の逸失利益、入院費などの治療費、休業補償費、慰謝料<br>　対物事故：損壊した財物の修理費用、修理不能の場合の交換価額など<br>次の損害の内容については、それぞれのご契約金額（保険金額）の限度内（内枠）で個別のお支払限度額が設定されています。
<table>
<tr><th>補償区分</th><th>被害の内容</th><th>お支払限度額</th></tr>
<tr><td>生産物賠償補償</td><td>記名被保険者の製造物自体および完成または引き渡した記名被保険者の作業自体の被害</td><td>「製造物自体の被害」と「作業自体の被害」を合算して、ご契約期間（保険期間）を通じて、１，０００万円または生産物賠償補償のご契約金額（保険金額）のいずれか低い額</td></tr>
<tr><td>受託物賠償補償</td><td>受託物の損傷など・紛失・盗取・詐取</td><td>受託物の時価*</td></tr>
</table>
＊財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。</td></tr>
<tr><td>②損害防止費用</td><td>事故が発生した場合に、損害を防止または軽減するための費用（回収費用や石油拡散防止費用は除きます。）のうち必要または有益であった費用です。</td></tr>
<tr><td>③権利保全費用</td><td>第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。</td></tr>
<tr><td>④争訟費用</td><td>損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「①損害賠償金」の額がご契約金額（保険金額）を超過する場合は、争訟費用の額に「ご契約金額（保険金額）の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。</td></tr>
<tr><td>⑤協力費用</td><td>日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために支出した費用です。</td></tr>
<tr><td>⑥初期対応費用</td><td>事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など）です。ご契約期間（保険期間）を通じて５００万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用については、１回の事故につき３０万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。</td></tr>
<tr><td>⑦争訟対応費用</td><td>損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当（通常支払われるべき金額を除きます。）などです。ご契約期間（保険期間）を通じて１，０００万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。</td></tr>
<tr><td>⑧第三者医療費用</td><td>業務遂行による事故、所有または賃借する施設もしくはその施設に隣接する道路上での事故、または製品または完成もしくは引き渡した作業が原因の事故により第三者（記名被保険者およびその下請負人ならびにこれらの者の役員および従業員を除きます。）に身体の障害が発生した場合、損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用です。被害者１名について５０万円を限度、ご契約期間（保険期間）を通じて１，０００万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。<br>【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は「①損害賠償金」に充当されます。</td></tr>
<tr><td>⑨対人見舞費用・対物臨時費用</td><td>対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とする費用です。下記の表の額を限度とします。なお、これらの費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
<table>
<tr><th></th><th></th><th>被害者１名（法人の場合は１法人）限度額</th><th>ご契約期間（保険期間）中限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対人見舞費用</td><td>死亡の場合</td><td>１０万円</td><td rowspan="3">１，０００万円</td></tr>
<tr><td>死亡以外の場合</td><td>２万円</td></tr>
<tr><td>対物臨時費用</td><td>―</td><td>２万円</td></tr>
</table>
【ご注意】受託物賠償補償、人格権侵害・宣伝障害に関する事項では、お支払いの対象となりません</td></tr>
</table>

※①から⑦までおよび⑨までの損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。
※①から③までを合算してご契約金額が限度となります。　※①から③までの合計額に自己負担額は適用されます。

オプション
## 休業補償

| 保険金の種類 | 内　容 |
|---|---|
| **喪失利益・売上高減少防止費用** | 食中毒や特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた貴社の損失に対し、補償期間（１０日、１５日、２０日、１か月、２か月、３か月）を限度に、かつご契約金額を限度に保険金をお支払いします。 |

オプション
## リコール費用補償

| 保険金の種類 | 内　容 |
|---|---|
| **①回収費用** | 生産物の回収などを目的とするもので被保険者が支出し、または求償された次のアからコまでの費用をいいます。<br>ア．新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用<br>イ．通信費用<br>ウ．回収生産物の瑕疵（かし）、変質または異物混入の有無を確認するための検査費用<br>エ．代替品の製造原価または仕入原価<br>オ．回収生産物と引き換えに返還するその生産物の対価。ただし、被保険者の利益を控除した額とします。<br>カ．回収生産物およびその代替品の輸送費用<br>キ．回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用<br>ク．回収などの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分<br>ケ．回収などの実施により生じる出張費および宿泊費<br>コ．回収生産物の廃棄費用 |
| **②在庫廃棄費用** | 事故による損害の拡大を防止するために、被保険者の占有下にある生産物を廃棄するための費用をいいます。 |
| **③信頼回復広告費用** | 事故によって失われた被保険者または生産物の信頼を回復させる目的をもって被保険者が国内で行う広告宣伝活動に要する費用。ただし、事故が発生したことを被保険者が最初に知り得た時から６か月以内に支出したものに限ります。 |
| **④コンサルティング費用** | 事故の事実などについての確認もしくは調査を行うため、または回収などもしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、第三者のコンサルタントを起用した場合の費用で、当会社が事前に承認したものに限ります。ただし、事故が発生したことを被保険者が最初に知り得た時から６か月以内に支出したものに限ります。 |

※①と②の合計額に縮小填補割合は適用されます。

# 保険金をお支払いできない主な場合

| 区分 | 主な場合 |
| --- | --- |
| 共通 | （１） ご契約者または被保険者の故意<br>（２） 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱<br>（３） 放射線照射または放射能汚染<br>（４） 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。<br>（５） 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故<br>（６） アスベスト（石綿）もしくはアスベスト（石綿）を含む製品またはアスベスト（石綿）の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故<br>（７） 医師、看護師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）による事故<br>（８） 約定または合意によって加重された損害賠償責任<br>（９） 被保険者がその父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任<br>（１０）記名被保険者の業務上の事故により記名被保険者の役員、従業員などが被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任<br>（１１）記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など |
| オプション<br>生産物賠償補償 固有 | （１） 故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業に起因する事故<br>（２） 回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任<br>（３） 製造物（商品）などが成分、原材料または部品などとして使用されている財物に発生した財物損壊など<br>（４） 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、食品などが意図する効能を発揮できなかったことによって発生した身体の障害<br>（５） 損傷などが生じることなく発生した財物の使用不能被害 など |
| オプション<br>施設賠償補償 固有 | （１） 航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する事故<br>（２） 塵埃または騒音に起因する事故<br>（３） 基礎工事、地下工事などに伴う土地の沈下、隆起、移動もしくは土地の軟弱化または土地の地下水の増減に起因する財物の損壊<br>（４） 損傷などが生じることなく発生した財物の使用不能被害 など |
| オプション<br>受託物賠償補償 固有 | （１） ご契約者または被保険者が行い、または加担した受託物の盗取または詐取<br>（２） 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、黴、腐敗、変質、変色、錆、汗濡れその他類似の事由または鼠食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊<br>（３） 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物に発生した財物の損壊<br>（４） 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨または雪などに起因して受託物に発生した財物の損壊<br>（５） 被保険者が借用する不動産に発生した財物の損壊 など |
| オプション<br>休業補償特約 固有 | （１） ご契約者または被保険者の重大な過失<br>（２） 被保険者の故意または重大な過失による法令違反<br>（３） 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱<br>（４） 脅迫または恐喝などの目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 など |

**オプション**

**リコール費用補償**

（１） ご契約者または被保険者もしくはこれらの者の使用人の故意、悪意または犯罪行為
（２） ご契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反
（３） 製造物の商品開発段階での欠陥または瑕疵
（４） 遺伝子組み換え農産物の使用を原因とする製造物の回収など
（５） 製造物の自然の腐敗、変色その他類似の事由。ただし、偶然な事由による場合を除きます。
（６） 第三者の同種の食品に生じた異物の混入
（７） 第三者が、指定された保存方法に著しく違反したことにより製造物に生じた品質の劣化など
（８） 賞味期限、消費期限または品質保持期限を定めた製造物につき同期限経過後に生じた品質の劣化など。ただし、賞味期限、消費期限または品質保持期限に関する誤表示が発見された製造物については、表示されるべき正しい期限経過後に生じた品質の劣化など
（９） 代替品の回収など
（１０）核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（１１）牛海綿状脳症を原因とする一切の回収など
（１２）特定誤表示以外のパッケージの誤表記などにもとづく回収など
（１３）地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事由および地震、噴火、洪水または津波により異常な状態が存続している間に生じた事故
（１４）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 など

**オプション**

**施設賠償補償 ＜人格権侵害･宣伝障害＞**

（１） 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
（２） 採用、雇用または解雇に関して行われた行為
（３） 契約違反（宣伝障害についてのみ適用）
（４） 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しないこと。（宣伝障害についてのみ適用）
（５） 商品、製品またはサービスの価格表示の誤り（宣伝障害についてのみ適用） など

**オプション**

**施設賠償補償 ＜第三者医療費用＞**

（１） 共通の（１）から（７）までの事由
（２） 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
（３） 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
（４） 被害者の心神喪失、妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
（５） 生産物賠償補償固有の（1）および（4）の事由
（６） 施設賠償補償固有の（1）から（3）までの事由
（７） 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
（８） 運動競技に参加している者が被った身体の障害 など

重要事項説明書

# 総合賠償責任保険

（生産物賠償責任保険制度）

日本興亜損害保険株式会社

◇この書面は総合賠償責任保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報および特にご注意いただきたい情報（お客様にとって不利益になる事項など）を記載したものです。
◇この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき、構成員などを被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体契約です。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入くださるようお願い申し上げます。
◇この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。この保険の商品の仕組み、補償内容（保険金をお支払いする場合、被保険者の範囲、保険金をお支払いできない場合、お支払いする保険金の範囲など）などについては、このパンフレットで必ずご確認ください。
また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

## ◎ご加入いただける方の範囲について

○この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方（その団体の構成員など）以外ご加入になれません。
ご加入の際は、ご加入いただける方の範囲をこの保険の各種ご案内にて必ずご確認ください。
○加入依頼人または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）がご加入いただける方の範囲外となった場合は、必ず取扱代理店または日本興亜損保にご連絡ください。

## ◎保険責任開始期

○保険責任はご契約期間の初日の午後４時（団体との間でこれと異なる約定がなされているときはその時刻）に開始します。

## ◎引受条件（ご契約金額）

○１回の事故またはご契約期間（保険期間）を通じてお支払いする保険金の限度額をご契約金額（保険金額）として、お客様（加入依頼人）が必要とされる金額で設定いただきます。実際のご契約金額（保険金額）につきましては、このパンフレットをご確認ください。
○お支払いする保険金の種類などによりましては、お支払いする保険金の限度額が個別に設定されています。詳しくは、このパンフレットをご覧ください。

## ◎告知義務・通知義務など

### １．ご加入時における注意事項（告知義務）

（１）告知義務について
○ご加入時には、「（２）告知事項の範囲」に記載の告知事項について、事実を正確にお申し出ください。
○お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）には、告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。告知事項の内容に誤りがないよう十分にご注意ください。
（２）告知事項の範囲
○この保険の告知事項は「加入依頼票の記載事項」となります。
○「加入依頼票の記載事項」のうち、この保険の保険料の算出の基礎となる売上高の数値（保険料算出の基礎数値）や業務の内容については、誤りがないよう特にご注意ください。なお、売上高は消費税込みの金額をご申告ください。
（３）告知義務違反による解除および免責
○告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
○ご契約を解除させていただいた場合は、解除前に発生していた事故による損害に対しても保険金をお支払いできないことがあります。

### ２．ご加入後における注意事項（通知義務など）

（１）通知義務について
○ご加入後に、「（２）通知事項の範囲」に記載の通知事項に該当する事実が発生した場合には、日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
○通知事項に該当する事実が発生する場合には、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）は、あらかじめ、日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただく義務（通知義務）があります。ただし、通知事項に該当する事実の発生が、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）の責めに帰すことができない事由による場合には、その事実の発生を知った後、遅滞なく、日本興亜損保に対して書面によりご連絡ください。
（２）通知事項の範囲
この保険の通知事項は、次の①から③までの事項となります。

①記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）が他人と合併すること。
②記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）が他人の営業の全部または一部を譲り受けること。
③加入依頼票の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。

（３）通知義務違反による免責
通知事項について日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただけなかった場合には、通知事項の事実が発生した時*から日本興亜損保が通知事項のご連絡の書面を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
＊通知事項に該当する事実の発生が、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の被保険者欄に記載される方）の責めに帰すことができない事由による場合には、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の被保険者欄に記載される方）がその発生を知った時となります。
（４）通知事項にかかわる解除
○通知事項の事実が発生した場合には、ご契約者への書面による通知をもって、ご契約を解除させていただくことがあります。
○通知事項の事実が発生した場合には、日本興亜損保は追加保険料を請求させていただくことがあります。なお、追加保険料をお払い込みいただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
（５）ご契約条件の変更について
○ご契約期間（保険期間）の途中でご契約内容を変更（ご契約金額の増額・減額や特約の中途でのセット・中途での削除など）される場合には、日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
○ご契約条件の変更に際しては、ご契約条件の変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料を返還または請求させていただくことがあります。
○追加保険料が生じる場合において、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、変更前のご契約条件により、保険金をお支払いすることとなります。

## ◎ご加入時・ご加入後にご注意いただきたいこと

１ 保険料のお払込みについて
○保険料（一時払以外の場合は第１回分割保険料）は、ご契約者と日本興亜損保との間で約定した所定の方法および期日に従いお払い込みください。なお、所定の方法および期日に従ったお払込みがない場合は、ご契約期間の初日以降でも、取扱代理店または日本興亜損保が保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。
２ お客様（加入依頼人）以外の方を被保険者とする保険契約について
○加入依頼人と記名被保険者（加入依頼票の被保険者欄に記載される方）が異なる場合や被保険者（この保険の補償を受けられる方）となる方がお客様（加入依頼人）以外にもいらっしゃる場合には、このパンフレットおよびこの「重要事項説明書」をその方にもお読みいただくようお伝えください。
３ 加入証は大切に保管してください
加入証はご加入後にお客様（加入依頼人）宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
４ 保険契約の無効について
○ご契約の際に、ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって、契約された事実がある場合には、この契約は無効（この契約のすべての効力がご加入時から生じなかったものとして取扱うこと）となります。
○ご契約が無効となった場合には、既にお払い込みいただいた保険料は返還いたしません。

５ 確定精算について

〇保険料算出の基礎の種類が売上高、請負金額、領収金、平均人数、延べ人数などの場合で、見込みの数値に基づき算出した保険料でご加入いただいたときは、ご契約期間（保険期間）終了後、ご契約期間（保険期間）に対応する保険料算出の基礎数値を遅滞なくご連絡いただき、その数値に基づき保険料を確定いたします。

〇確定した保険料と既にお払い込みいただいた保険料との間に過不足がある場合は、その差額を精算いたします。

## ◎解約と解約返れい金

〇ご契約を解約（団体保険契約からの脱退）される場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお申し出ください。

〇解約（団体保険契約からの脱退）に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

## ◎保険契約が解除となる場合について

〇次の①から⑥までの場合には、お客様（加入依頼人）に対する書面によるご連絡により、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

①告知義務違反があった場合または通知事項に該当する事実が発生した場合
②告知事項の訂正または通知事項により生じた追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合
③損害の発生予防に必要な管理と措置の状況に関する日本興亜損保からの調査の請求を拒否された場合
④日本興亜損保に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合（生じさせようとした場合を含みます。）
⑤このご契約の保険金の請求について詐欺を行った場合（行おうとした場合を含みます。）
⑥お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の被保険者欄に記載される方）と日本興亜損保との信頼関係が損なわれ、このご契約の存続が困難となる重大な事由が生じた場合

〇解除に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

## ◎事故が発生した場合のお手続き

### １．ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、取扱代理店または事故受付センターへただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。また、ご連絡の際には、事故の状況とあわせて、同種の補償を行う他の保険契約などの有無および内容についてもご連絡ください。

・取扱代理店　　（ご連絡先は、ご契約後にお届けする加入証に記載しています。）
　　　　　　　　　　　　じこを　119番
・事故受付センター　０１２０－２５０－１１９〔受付時間：　２４時間×３６５日〕

### ２．必ずご相談ください。

損害賠償請求権者（被害者）からの損害賠償請求に対して、被保険者（この保険の補償を受けられる方）がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

### ３．事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について

事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）と損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉に関するご相談の受付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉をお引き受けすること（示談代行）はできませんのでご了承ください。

### ４．保険金請求に必要となる書類について

〇事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。

〇日本興亜損保にご提出いただく保険金請求書類は、下表の書類のうち日本興亜損保が別途ご提出をお願いするものです。

| ご提出いただく書類 | | 書類の例 |
|---|---|---|
| （１）保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類 | | 保険金請求書、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、委任状、住民票　など |
| （２）事故日時、事故状況および事故原因などの確認のために必要な書類 | | 事故状況報告書、損害状況報告書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、事故証明書、主務官庁・公的機関などへの届出（写）　など |
| （３）損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類 | 賠償責任に関するもの | 診断書、入通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、所得を証明する書類、源泉徴収票、修理見積書（請求書）、写真、領収証、図面（写）、復旧通知書、動産損害申告書、契約書（写）、賃貸借契約書（写）、売上高など営業状況を示す帳簿（写）　など |
| | 費用・利益に関するもの | 費用の支出を示す領収証、請求書、費用明細書、売上高など営業状況を示す帳簿（写）　など |
| （４）公の機関や関係先への調査のために必要な書類 | | 個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書　など |
| （５）被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類 | | 示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、損害賠償請求権者（被害者）からの領収書　など |
| （６）日本興亜損保が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類 | | 他の保険契約などから支払われた保険金の支払内容を記載した支払内訳書、第三者への損害賠償請求書、損害賠償請求権者（被害者）の承諾書　など |

### ５．保険金のお支払いについて

〇この保険でお支払いする保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

①被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。
②被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償される前である場合には、次のアからウまでのとき。
　ア．日本興亜損保から損害賠償請求権者（被害者）に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者（この保険の補償を受けられる方）が指図されたとき。
　イ．損害賠償請求権者（被害者）が先取特権*を行使されたとき。
　ウ．被保険者（この保険の補償を受けられる方）に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者（被害者）が承諾されたとき。

〇損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額がご契約金額（保険金額）を超える場合は、損害賠償金を優先してお支払いします。

＊損害賠償請求権者（被害者）は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）の他の債権者より優先して、この保険で支払われる損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

### ６．保険金のお支払時期について

〇日本興亜損保に対する保険金請求権は、保険金の種類によってそれぞれ発生の時期が異なりますので、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。なお、保険金請求権については時効（３年）がありますので、ご注意ください。

〇日本興亜損保は、「上記４．保険金請求に必要となる書類について」の保険金請求書類をご提出いただいてから、その日を含めて３０日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、必要な事項を確認するために特別な照会または調査が不可欠な場合には、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いします。所定の期間については、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

〇必要な事項を確認するために特別な照会または調査を開始した後、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いする見込みがないことが明らかになった場合には、被保険者（この保険の補償を受けられる方）と協議のうえ、上記の「所定の期間」を延長させていただくことがあります。

### ７．他の保険契約などがある場合の保険金のお支払いについて

〇このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などがある場合には、日本興亜損保は保険金をお支払いした後、他の保険契約などに対して、その保険契約などが負担すべき額につき請求を行います。
〇このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などから保険金が支払われた場合において、他の保険契約などの保険会社などからこの契約で負担すべき額につき請求を受けたときは、このご契約に対して保険金の請求があったものとして取り扱います。

## ◎個人情報の取扱いに関する説明事項

１．日本興亜損保は、本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
２．日本興亜損保は、日本興亜損保のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
３．日本興亜損保は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および一般社団法人日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
４．日本興亜損保は、本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者*に対して提供することがあります。
　＊保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。
※日本興亜損保の個人情報の取扱いに関する詳細については、日本興亜損保ホームページ（ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｎｉｐｐｏｎｋｏａ．ｃｏ．ｊｐ）をご覧いただくか、日本興亜損保までお問い合わせください。

## ◎「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者（または加入依頼人）が個人、小規模法人（常時使用する従業員などの数が２０人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは８０％まで補償されます。ただし、破綻後３か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。　【２０１２年９月現在】

## ●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口

（おかけまちがいにご注意ください。）

**〈お客様サポート室〉**

**０１２０－９１９－４９８**

受付時間：平日の９：００～２０：００／土日、祝日の９：００～１７：００（12/31～1/3を除きます。）

## ●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

（おかけまちがいにご注意ください。）

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

**〈一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター〉**

**０５７０－０２２－８０８**〔ナビダイヤル〕

受付時間：平日の９：１５～１７：００（土日、祝日、１２/３０～1/４を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

# 事故が発生したら・・・

〇万一、事故が発生した場合は、ただちに募集代理店または事故受付センターまでご連絡ください。事故の対応についてご案内いたします。 ただちにご連絡いただけない場合は保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

〔事故受付センター ０１２０－２５０－１１９（じこを１１９番）（受付時間：２４時間×３６５日）〕

〇被害者からの損害賠償請求を日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

**※保険金請求権については時効（３年間）がありますのでご注意ください。**

# ご加入手続きについて

**加入依頼人は社団法人日本惣菜協会の会員に限ります。**

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ｓｔｅｐ１ | ご契約内容のご選択 | 生産物賠償補償（食品事故）の、ご契約金額（保険金額）およびご希望のオプション補償をご選択いただきます。 | |
| Ｓｔｅｐ２ | 業種のご選択＊ | 貴社の主たる業務を **食品製造業** ・ **食品小売業** ・ **食品卸売業** のいずれかからご選択いただきます。 | |
| Ｓｔｅｐ３ | 年間売上高のご申告＊ | 年間保険料算出のため、貴社の直近会計事業年度の年間売上高（消費税込み）をご申告いただきます。 | |
| Ｓｔｅｐ４ | 年間保険料のご選択 | 上記ＳＴＥＰ１･２･３に基づき、別冊「生産物賠償責任保険制度 年間保険料一覧表」から年間保険料をご選択ください。 | |
| Ｓｔｅｐ５ | 加入依頼票のご提出 | 新規・継続加入いずれの場合も、別紙「生産物賠償責任保険制度 加入依頼票」に必要事項をご記入の上、社団法人日本惣菜協会事務局宛ご送付ください。 | 加入依頼票のご提出と年間保険料のお払込みは、ご加入月（ご契約期間開始日の属する月）の１５日までに必ず完了させてください。 |
| Ｓｔｅｐ６ | 年間保険料のお払込み | 年間保険料は次の指定口座へお払い込みください。<br>銀 行 名：三井住友銀行 日本橋東支店<br>口座名義：社団法人日本惣菜協会 保険制度口<br>口座番号：普通預金 Ｎｏ．７４３８８３９<br>※振込票は作成しておりませんのでご了承ください。<br>※振込手数料はお客様負担となります。<br>**ご注意ください。**<br>平成２５年４月１日付で社団法人から一般社団法人へと移行するため、平成２５年４月１日以降に口座名義が「**社団法人**日本惣菜協会 保険制度口」から「**一般社団法人** 日本惣菜協会 保険制度口」に変更となる予定です。平成２５年４月１日以降に保険料をお払い込みいただく際には、必ず口座名義をご確認くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。 | |
| Ｓｔｅｐ７ | 加入証の発行 | ご加入月（ご契約期間（保険期間）の属する月）の翌月中旬頃に「生産物賠償責任保険制度 加入証」をお送りします。 | |

＊業種および年間売上高（消費税込み）は正しくご申告ください。ご申告いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

# ご加入の例

**（例１）** ■年間売上高：12億4，033万円（消費税込） ■業種：食品製造業

■ご加入内容：生産物賠償補償「F型」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年間保険料：183，700円

【オプション】施設賠償補償「F型」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年間保険料：83，400円

【オプション】休業補償「補償期間10日」「ご契約金額1，800万円」・・・・・・年間保険料：12，960円

【オプション】リコール費用補償「A型」・・・・・・・・・・・・・・・・・・年間保険料：205，160円

※リコール費用補償の申告内容は、P4の「ご加入の例」に同じです。

■合計保険料：**485，220円**

**（例２）** ■年間売上高：379億5，238万円（消費税込） ■業種：食品小売業

■ご加入内容：生産物賠償補償「F型」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年間保険料：231，300円

【オプション】施設賠償補償「F型」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年間保険料：894，700円

【オプション】受託物賠償補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年間保険料：1，810円

【オプション】休業補償「補償期間1か月」「ご契約金額18億5，000万円 」・・・・年間保険料：370，000円

■合計保険料：**1，497，810円**

## お問合せ先

募集代理店

取扱幹事代理店

**株式会社日本橋保険センター**

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2－4－6 松田ビル6F
TEL. 03-3639-8844
FAX. 03-3639-0580
URL. http://www.nic.77.co.jp/
〔受付時間〕
平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

※募集代理店に記載が無い場合は、取扱幹事代理店である株式会社日本橋保険センターが募集代理店となります。

引受保険会社

**日本興亜損害保険株式会社**
**公務部 医療・福祉法人課**
〒100－8965 東京都千代田区霞が関3－7－3
TEL. 03-3593-6247
FAX. 03-3593-5369
〔受付時間〕
平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

## 団体保険契約者

**一般社団法人 日本惣菜協会**
〒１０２－００８３ 東京都千代田区麹町４－５－１０ 麹町アネックス６Ｆ
TEL. 03－3263－0957(代) FAX. 03-3263-1325

2012年10月作成 43LC12-0106